

# 行政処分基準等を改正する通達案に関するパブリックコメントの募集結果について

令和2年11月  
国土交通省  
自動車局

国土交通省では、令和2年10月15日から令和2年11月13日まで、「自動車運送事業者に対する行政処分基準等」の改正（通達改正）についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。その結果、本件に関して、14の個人・団体から15件のご意見が寄せられました。お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表します。

なお、本件に直接関係がなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 1. 実施方法

- ① 募集期間 令和2年10月15日（木）～令和2年11月13日（金）
- ② 周知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法 電子メール、FAX及び郵送

## 2. 意見数

提出意見数 15件

## 3. 問い合わせ先

国土交通省自動車局安全政策課

電話番号（直通） 03-5253-8566

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41633）

国土交通省自動車局旅客課

電話番号（直通） 03-5253-8572

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41273）

国土交通省自動車局貨物課

電話番号（直通） 03-5253-8576

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線41334）

※ 内容を適宜要約してとりまとめさせていただいております。

※ 可能な限り、頂いたご意見を網羅されるよう整理をしておりますが、一部掲載されていないものもございます。これらのご意見につきましても内容を確認させていただき、今後の施策の推進に当たって、参考とさせていただきます。

## 皆様からの御意見と国土交通省の回答

	皆様からの御意見	国土交通省の回答
監査の充実(1件)	○アルコールチェックの数値を残す仕組みを構築するのが優先ではないか。(1件)	○点呼の実施方法のあり方については、自動車運送事業を取り巻く変化等を踏まえ、不断の見直しを図っていきたいと考えております。
妨害運転に至った原因を踏まえた処分決定(2件)	○「煽られた」という申告等により行政処分を運転者・事業者に科せられるのは法の下での平等に反すると考える。原因究明を含め慎重に審議していただきたい。(1件)	○妨害運転により行政処分等を行う際の判断にあたっては、都道府県公安委員会からの通知等、客観的な事実に基づき、総合的に判断していくことを想定しております。
	○妨害運転に対して処分するときは、防犯カメラやドライブレコーダーの映像も参考にいただき、十二分な調査の上での運用をお願いしたい。(1件)	
事業用自動車(特にトラック)への誤解からの処分の恐れ(2件)	○事業用自動車(特にトラック)は、車両の特性から無謀な運転に受け取られたり、近づくだけで危険な運転だと受け止められる場面も少なくなく、誤解や思い込みから悪い印象を受けた人々から、その報復の手段として冤罪が横行する可能性が懸念される。(1件)	○妨害運転により行政処分等を行う際の判断にあたっては、都道府県公安委員会からの通知等、客観的な事実に基づき、総合的に判断していくことを想定しております。
	○「妨害運転」と言いがかりを付けられ、また、そういった場合に会社が立場の弱い運転者に責任を押しつけてこないか非常に不安。(1件)	
バス事業者に係る妨害運転の定義の明確化(1件)	○通達「自動車運送事業の監査方針」の監査対象事業者に「悪質違反を引き起こした又は引き起こしたと疑われる事業者」と規定されており、対象が警察による取り締まりを受けた場合に限定されていないことから、バス事業者が対象となる「妨害運転」とは、どういった運転や行為が該当するのか、定義及び明確な基準をお示しいただきたい。(1件)	○妨害運転については、都道府県公安委員会からの通知を受けた場合に限定はされませんが、その場合においても、外部からの申告等のみに基づき行政処分内容を決定する、ということはず、客観的な事実に基づき、総合的に判断していくことを想定しております。

トラックの速度制限規制強化(2件)	○貨物自動車運送事業者に対して、厳しく制限速度を遵守してほしい。(1件)	○最高速度違反行為については、監査等の機会を捉えて、運転者に対する指導監督の徹底を周知してきましたが、引き続き、機会を捉えて周知し、必要に応じて行政処分等を行ってまいります。
	○道路交通法で、高速道路において80キロ制限となる車種が4トン車以上となっているが、貨物自動車に関して高速道路80キロ制限、全車リミッターの装着をすべきと考える。また、リミッター装着車は、無理な追い越しをした場合の罰則強化も必要ではないか。(1件)	○頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
自動車運送事業者に対する行政処分基準等の改正に係るものではない意見(3件)	○事業用自動車に限らず、自家用車なども走行中に煽り運転のような荒い運転を見かけるので処分を徹底していただきたい。また、自家用ダンプの過積載も厳しく取り締まっていただけないか。(1件)	○頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。
	○トラック・バスの運送事業者を一方向的に締め付けるのではなく、一般車両(普通者等)への罰則も厳罰化すべき。特に、高速道路での煽り運転の原因となっている追い越し車線の連続走行(通行帯違反)は厳格に取り締まる・厳罰化すべき。(1件)	
	○乗客を乗せているバス車両に妨害や危険な運転をしてくる一般車両に罰則強化することを優先すべき。(1件)	
行政処分基準等改正の是非(4件)	○昨今の状況から、「妨害運転」の追加賛成いたします。(3件)	○ご意見ありがとうございました。
	○「煽り運転」を追加する改正には反対します。(1件)	